

山形県立ゆきわり養護学校高等部卒業生交流会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、「山形県立ゆきわり養護学校高等部卒業生交流会」と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局を山形県立ゆきわり養護学校内（上山市河崎3丁目7番1号）におく。会の運営は、事務局が行う。

第3条（目的）

本会は、卒業生とその保護者、教員が集まり、交流、親睦、情報交換を行う機会を年一回設ける。学校は、この会を指導の機会とする。

第4条（会員および会期）

山形県立ゆきわり養護学校高等部卒業生全員が会員となる。また、会期は特に設けない。

第5条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の交流会を年一回行う。
- 2 その他目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 機 関

第6条（機関）

本会に次の機関を置く。

- 1 交流会
- 2 事務局会（必要に応じて）

第7条（総会）

総会は、毎年1回交流会時に開催する。ただし、事務局が必要と認めた時は臨時に開くことができる。

第8条（事務局会）

事務局会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- ① 交流会（会務報告会）に関する事項
- ② 会則の変更・削除・追加に関する事項。
- ③ その他必要事項

第3章 役員並びに役員選出について

第9条（役員並びに任務）

本会に次の役員をおき、任務は次のとおりとする。

- ① 会長 : 1名 本会を代表する。
- ② 保護者代表 : 1名 保護者を代表し、事務局からの相談を受ける。
監査を行う。
- ③ 事務局長 : 1名 事務局を代表し、会務を総括する。

- ④ 副事務局長 : 1 名 事務局長を補佐する。
⑤ 事務局員 (会計, 運営) : 若干名 会計や, 会の運営にあたる。

第 10 条 (役員の選出)

役員の選出は次のようにする。

- ① 会長 : 高等部卒業生のうち生徒会長の任にあった者が就く。
(任期は 1 年)
② 保護者代表 : 会長の保護者が就く。
③ 事務局長 : 本校教頭のうち 1 名。
④ 副事務局長 : 進路指導部長。
⑤ 事務局員 (会計, 運営) : 進路指導部員のうち若干名。

第 4 章 庶務について

第 11 条 (会費)

本会では, 会費を徴収しないものとする。

第 12 条 (書類)

本会には, 次の帳簿を備える。

- ① 会則
② 会員名簿
③ その他必要と認められる簿冊

第 13 条 (広報)

総会の案内等は, 山形県立ゆきわり養護学校のホームページ (<http://www.yukiwari-sh.ed.jp/>) で行うこととする。

付 則

- 1 本会則は, 平成 26 年 3 月 14 日から施行される。
- 2 本会則は, 平成 26 年 9 月 27 日の総会によって改正され, 平成 27 年 1 月 1 日より施行される。
- 3 平成 27 年度, 28 年度の総会については, 臨時に過去 3 年間の卒業生すべてを対象として実施する。不足した郵送費, 紙代等については, 会の公共性を鑑み, 臨時に平成 26 年度 P T A 会計から支出する。
- 4 本会則は, 平成 30 年 11 月 17 日の総会によって改定され, 平成 30 年 11 月 17 日より施行される。
- 5 本会則は, 令和 3 年 7 月 31 日の総会によって改定され, 令和 3 年 7 月 31 日より施行される。